

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

[2025 年 9 月 30 日]

★空港使用に係る同意書及び運航者撤去作業計画の提出～空港安全室より～

航空局空港安全室です。

滑走路上で航空機が自走不能となった事案等が発生した場合には、公共インフラである空港の運用ができないことで、関係航空会社のみならず旅客等航空利用者に影響を及ぼすことがあります。そのため、早期の空港運用再開に向けた操縦士及び空港管理者における事前準備等について、国内外の空港の情報や国際機関等の規定を参考に諸課題の検討を行い、国内規程の改正、航空情報の発行を行いました。

空港で航行不能となった航空機に対して、操縦士の皆様へご協力いただきたい・ご承知いただきたい内容を紹介いたします。

【操縦士の皆様に対応していただくこと】

令和7年10月1日以降、空港使用の届出の際に「空港使用にかかる同意書」及び「運航者撤去作業計画」を使用する空港の空港管理者に提出する必要があります。

皆様におかれては、離着陸を計画している空港と目的地変更先として想定する空港の空港管理者に対して、それら書類の提出をお願いします。（提出方法等については各空港管理者にお問い合わせ願います。）

なお、これらの内容は、航空情報として『航空情報サーキュラー AIC 021/25 「空港使用に係る同意書及び運航者撤去作業計画の提出について」』を発行しておりますので、空港使用に係る調整時や出発前に確認いただけますと幸いです。

《補足》

空港管理者に提出が必要となる『空港使用にかかる同意書』と『運航者撤去作業計画』について補足いたします。

○『空港使用にかかる同意書』の同意いただく事項は、次のとおりです。

注）各空港管理者に対する提出方法や各空港が用意する同意書の記載は異なります。

（１）運航者等の撤去責任 に関すること

（２）運航者等による空港管理者への支援要請 に関すること

- (3) 空港管理者による航行不能航空機の撤去又は移動 に関すること
- (4) 撤去費用等の負担 に関すること
- (5) 免責事項 に関すること
- (6) 運航者等による保険会社との調整 に関すること
- (7) 同意書の履行に疑義を生じた場合の措置 に関すること
- (8) その他空港管理者が必要と認める事項

○『運航者撤去作業計画』は、航空機の型式及び事案の程度に応じた撤去作業計画（デバッグ編／リカバリー編／サルベージ編）を作成する必要があります。

注）撤去作業（デバッグ編／リカバリー編／サルベージ編）の内容が同じものは、まとめることが可能です。

注）操縦士が航空機撤去に係る能力を有していない場合は、あらかじめ空港管理者が準備する運航者撤去作業計画を使用することについて同意していただくこととなりますので、各空港管理者にお問い合わせ願います。

・運航者撤去作業計画の項目（一例）

- (1) 運航者撤去作業体制
- (2) 撤去資機材リスト及び要員リスト
- (3) 航空機部品等の調達方法
- (4) 撤去作業に関する方法（作業項目や役割等）
- (5) その他参考となる事項

航空局では、操縦士の皆様や空港管理者に対して、国内外の情報等を収集し事例紹介を行う等、空港の機能を早期に回復するための施策検討に取り組み、空港管理者では、空港の機能を早期に回復するため、撤去作業のための事前準備や撤去作業を空港管理者が代行又は支援するための準備、航行不能航空機の撤去に係る準備状況の確認及び訓練等を行ってまいりますので、引き続き空港機能の早期回復について御協力をよろしくお願いします。

本件についてご不明な点等ございましたら、航空局安全部安全政策課空港安全室（電話 03-5253-8111 内線 49556、49553）までお問い合わせ願います。

※本メールは9月30日（火）時点で航空局へ電子メールアドレスを登録頂いている操縦士の皆様にお送りしております。

※これまで配信したメールマガジンは、こちらから確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html#backnumber

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～Twitter もやっています～

https://twitter.com/mlit_kogataki

-----1